

東日本大震災復興関連事業チェックシート (平成23年度第3次補正予算)										(農林水産省)	
事業名	木材加工流通施設等復旧対策				担当部局庁		林野庁		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	平成23年度				担当課室		林政部木材産業課		木材産業課長 淵上 和之		
会計区分	一般会計				施策名		⑫森林の有する多面的機能の発揮 ⑬林業の持続的かつ健全な発展 ⑭林産物の供給及び利用の確保				
根拠法令	森林・林業基本法第19条、24条、25条				関係する計画、通知等		森林・林業基本計画				
事業の目的	被災した木材加工流通施設や特用林産施設、高性能林業機械の復旧・整備等を支援し、木材等の安定的な生産、供給体制を再建する。 また、被災地域の主要産業である林業・木材産業の活動再開を支援することにより、地域住民の雇用・生活の場の確保を図る。										
事業概要	(1)木材加工流通施設の復旧等 被災した製材、合板、チップ工場等の施設整備(点検修理・復旧等)を支援する。 (2)特用林産施設等の復旧・再建対策 被災した特用林産物の生産施設等の復旧・整備、放射性物質の防除対策、種苗生産施設の復旧・整備を支援する。 (3)林業機械の復旧 被災した高性能林業機械等の復旧・整備を支援する。										
実施方法	☐ 直接実施 ☐ 業務委託等 ☒ 補助 ☐ 貸付 ☐ その他										
23年度予算額 (単位：百万円)	当初		第1次補正		第2次補正		第3次補正		計		
	-		-		-		11,240		11,240		
成果目標 (アウトカム)	成果指標		単位	目標値		活動指標 (アウトプット) ※上段()書きは予算措置の累積に係る見込み	活動指標		単位	23年度活動見込	
				23年度	(23年度)						
	木材の加工・供給能力の復旧		m3 (素材ベース)	-	790千		木材加工流通施設の復旧		箇所	50	
	全国におけるきのこ類の生産能力の確保		トン	-	457千		きのこ生産施設等の復旧		箇所	9	
単位当たりコスト	○被災工場の復旧・整備 ①岩手・宮城・福島 :216,200(千円/件)					算出根拠	○被災工場の復旧・整備 ①岩手・宮城・福島 :10,810,000(千円)÷50(件)= 216,200(千円/件)				
	○きのこ生産施設等の復旧・整備 ①岩手・宮城・福島 :20,000(千円/件) ②上記以外の都道府県 :32,000(千円/件)						○きのこ生産施設等の復旧・整備 ①岩手・宮城・福島 :160,000(千円)÷8(件)=20,000(千円/件) ②上記以外の都道府県 :32,000(千円)÷1(件)=32,000(千円/件)				
事業所管部局による点検											
項 目						内 容					
「復興への提言」及び「東日本大震災からの復興の基本方針」で示された諸原則や施策の考え方との整合性がとられているか。						復興基本方針の「林業・木材産業の復興に当たっては、自立した地域の基幹産業として再生する。森林施業の集約化や路網整備を進め持続可能な森林経営の確立を図るとともに、被災した製材・合板製造工場等の再生をはじめ、効率的な木材の加工流通体制の構築を進め、住宅や公共建築物への地域材利用を積極的に推進する。」に該当する施策である。					
被災地のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。						地域住民の雇用を確保するとともに、住宅等の建築に必要な木材を安定的に供給することは被災地域における喫緊の課題であり、東北地方の主要産業である林業・木材産業を復旧することは被災地のニーズも高く、優先度は極めて高い。					
効果的な事業であるか(より高い効果をあげる手法の選択、類似事業等との役割分担、客観的な将来見通しなど)。						被災工場等に予算を交付することから、当該復旧事業は地域材の利用につながるため、効果は高い。					
費用対効果や効率性の検証が行われたか。						被災地域の木材産業等を復旧させることは、地域材を利用した復旧の実現を促し、川上から川下まで広く影響が及ぶことから、費用対効果の高い施策である。					
国、自治体、事業実施者、民間等の役割分担などのあり方は明確か。						国は財政的な措置及び予算の配分先を選定し、都道府県は事業者への予算の交付等を実施することとしており、役割分担は明確となっている。					
他の事業と整合的で、計画的に実施されるものとなっているか。						都道府県は、事業実施前に期間中の事業計画を作成することとなっており、計画的に事業を実施することとなっている。					
事業の迅速な着手・執行が可能であるか。事業の執行などの透明性が確保され、進行管理が適切に行われるようになっているか。						被災した事業体における復旧事業の要望等は既に聴取済みであり、迅速な着手・執行が可能である。また、都道府県は、国に対して事業の実施状況を報告することとなっており、進行管理が適切に行われるようになっている。					